

2020年度
電源 I 〃 厳気象対応調整力募集要綱

2020年8月31日
中国電力ネットワーク株式会社

この募集要綱は、電力広域的運営推進機関の定める送配電等業務指針にもとづき行なう入札について、その実施の方法を公表するものです。

目 次

第1章	はじめに	・・・	1
第2章	注意事項	・・・	2
第3章	用語の定義	・・・	7
第4章	募集スケジュール	・・・	12
第5章	募集概要	・・・	13
第6章	応札方法	・・・	19
第7章	評価および落札案件決定の方法	・・・	22
第8章	契約条件	・・・	25
第9章	その他	・・・	32

第1章 はじめに

2016年4月のライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。

当社は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、10年に1回程度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施する調整力の確保にあたり、電力供給の安定性、経済性等の観点から、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を入札により募集いたします。

本要綱では、当社が電源Ⅰ 廠気象対応調整力として募集する発電設備または負荷設備等（以下、「契約電源等」といいます。）が満たすべき条件および評価方法等について説明いたします。落札後の権利義務関係等については、別に定める電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約書および端境期における調整力の提供に関する覚書をあわせて参照してください。

応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、本要綱に定める募集条件等にもとづき、需給ひっ迫時等に確実に期待できる需給バランス調整力を確実にかつ効率的に確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等にもとづき、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供できる事業者を入札により募集いたします。入札によって募集する電源Ⅰ 廠気象対応調整力の評価にあたっては、入札時の価格が低いことが重要な要素となりますが、需給運用の柔軟性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価いたします。このため、応札者は、入札書を作成される際には、提出様式に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において効率的な審査ができるように、応札者は、入札書を作成される際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件および別に定める電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約書および端境期における調整力の提供に関する覚書の内容をすべて了承のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電源等は、別途定める電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約および端境期における調整力の提供に関する覚書を締結していただく必要があります。契約電源等が発電設備の場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款（以下、「約款」といいます。）にもとづく発電量調整供給契約が締結されていることが必要です。また、契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。（発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して、以下、「属地 TSO」といいます。）
なお、発電量調整供給契約の契約者または接続供給契約の契約者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約の契約者が同一であることは求めません。
- (6) 当社が属地 TSO となる場合で、契約電源等が、別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱に定める技術的要件を満たし、落札者と当社との協議が整った場合、電源Ⅱ周波数調整力契約を締結することも可能といたします。この場合、従量料金は、電源Ⅱ周波数調整力契約における従量料金の算定方式に従って算定し、電源Ⅱ周波数調整力契約にもとづく従量料金の支払いにあわせて支払うものとしたします。

また、当社が属地 TSO となる場合で、契約電源等が、別途定める電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱に定める技術的要件を満たし、落札者と当社との協議が整った場合、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結することも可能といたします。この場合、従量料金は、電源Ⅱ需給バランス調整力契約における従量料金の算定方式に従って算定し、電源Ⅱ需給バランス調整力契約にもとづく従量料金の支払いにあわせて支払うものいたします。

(7) 当社が属地 TSO となる場合、電源Ⅰ 廠気象対応調整力に応札される契約電源等と同一の契約電源等を用いて、別途募集する電源Ⅰ周波数調整力へその容量の全部または一部が重複して入札を行なうこと（以下、「重複入札」といいます。）は可能ですが、その場合の落札判定は、電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の順に実施し、落札者となった後の入札における落札案件決定の対象から除外いたします。

なお、同一の募集枠への重複入札はできないものいたします。

(8) 当社が属地 TSO となる場合、電源Ⅰ 廠気象対応調整力に応札される契約電源等の容量を複数に分割し、その分割した容量ごとに重複しない範囲で別途募集する電源Ⅰ周波数調整力へ入札を行なうこと（以下、「複数入札」といいます。）は可能ですが、同一の募集枠への複数入札はできないものいたします。

(9) 応札者は、電源Ⅰ 廠気象対応調整力への入札に加えて、重複入札または複数入札を行なう場合は、それぞれの入札が、重複入札対象または複数入札対象である旨を入札書に明記してください。

なお、重複入札対象または複数入札対象であることの明記がなく、同一の契約電源等から複数の募集枠への入札が行なわれている場合、当社では落札案件が決定できませんので、当該契約電源等に係るすべての入札を無効といたします。

(10) 当社への入札と同一の契約電源等を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札する場合は、それぞれの入札が、いずれの一般電気事業者の公募との間での重複入札または複数入札の対象か、応札時に明確にさせていただきます。

なお、応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。また、この場合の入札は次の通りとさせていただきます。

イ いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名（契約電源等名称）とさせていただきます。

ロ 複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようにしていただきます。また、提供する電力（キロワット）の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。

※ 当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に応札される場合は、当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認ください。

(11) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約を締結する契約電源等を用いて、電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間に設備容量から電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を除いた容量を需給調整市場に入札することは可能とします。

ただし、この場合運用上の取扱いにご同意いただいたうえで、需給調整市場入札に関する覚書を締結していただくことが必要です。

なお、この詳細については、当社ホームページに資料を掲載しますので必ずご確認ください。

当社ホームページ URL :

https://www.energia.co.jp/nw/service/retailer/chousei/pdf/dengen1_keiyaku_nyusatu.pdf

(12) 応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望される場合は、すみやかに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、入札辞退者が入札書はすみやかに返却いたします。

(13) 本要綱にもとづく電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約（および同時に締結する場合の電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約）は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。

(14) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体は、日本国において法人格を有するものといたします。

また、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札されることも可能といたします。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業すべての会社名および所在地等を応札者の概要（様式2）により明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。

(15) 以下のいずれかに該当する関係にある者らによる複数の応札は認めないものといたします。当該関係にある者らが応札を希望する場合は、そのうちの一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。

イ 資本関係

(イ) 会社法第2条第4号の規定による親会社と会社法第2条第3号の規定による子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ 人的関係

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。）

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ハ その他、上記イまたはロと同視しうる関係

(16) 当社、属地 TSO または落札者が第三者と合併、会社分割または電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約（および同時に締結する場合の電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約）に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものといたします。

なお、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約（および同時に締結する場合の電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約）承継の詳細な取扱いについては、添付する電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約書（または電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書）を参照してください。

- (17) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約（および同時に締結する場合の電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の交渉に要する費用等）は、すべて応札者が負担するものといたします。
- (18) 入札書はすべて日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。
- (19) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合を除きます。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし、当社は、本要綱第2章1.(10)における複数入札の妥当性確認、本要綱第5章1.(5)における設備の重複確認および本要綱第7章4.における落札案件を一意に決定するために必要な範囲に限り、関係する一般送配電事業者との間で、入札情報の一部を共有いたします。

3. お問い合わせ先

本要綱の内容に関し、個別のご質問がある場合は、当社ホームページの問合せ専用フォームより受け付けいたします。

なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社ホームページ問合せ専用フォーム URL :

https://inquiry-nw.energia.co.jp/webapp/form/22904_ywhb_1/index.do

第3章 用語の定義

1. 契約・料金関連

(1) 電源Ⅰ周波数調整力契約

別途定める電源Ⅰ周波数調整力募集要綱にもとづき、周波数制御および需給バランス調整のために当社が入札によりあらかじめ確保する、専用線オンライン指令で出力調整が可能な電源等と締結する契約をいいます。

(2) 電源Ⅰ 〳 廠気象対応調整力契約

本要綱にもとづき、廠気象時等の需給ひっ迫時における需給バランス調整のために当社が入札によりあらかじめ確保する、オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で調整が可能な電源等と締結する契約をいいます。

(3) 電源Ⅰ 〳 廠気象対応調整力契約電力

電源Ⅰ 〳 廠気象対応調整力として契約する契約電源等の契約キロワットで廠気象対応時間を通じて当社または当社から依頼を受けた属地 TSO の指令（以下、本要綱の指令に係る記載において、特段の規定が無い場合は、同様に「当社」は「当社または当社から依頼を受けた属地 TSO」に読み替えるものといたします。）に従い運転継続時間にわたって提供可能な出力をいいます。

なお、契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合、属地 TSO の約款における損失率を考慮したものといたします。

(4) 電源Ⅱ周波数調整力契約

別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱にもとづき、周波数制御および需給バランス調整のために当社が公募により調達する、専用線オンライン指令で出力調整が可能な電源等と締結する契約をいいます。

(5) 電源Ⅱ需給バランス調整力契約

別途定める電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱にもとづき、需給バランス調整のために当社が公募により調達する、専用線オンライン指令で出力調整が可能な電源等と締結する契約をいいます。

(6) 運転継続時間

契約電源等が、電源Ⅰ 〳 廠気象対応調整力契約電力で電力の供出を継続できる時間をいいます。

(7) 運転継続可能時間

当社が契約電源等に当社指令に応じた調整の継続を求める時間（3時間）をい

います。

(8) 電源 I ㄱ 厳気象対応調整力提供可能時間数

契約電源等を当社の指令に従い電力の供出が可能な状態で維持できる時間をいいます（9時～20時までの最大 11 時間）。

(9) 基本料金

契約電源等がキロワットを提供するために必要な費用への対価をいい、入札時に確定した価格を6で除し、毎月精算いたします。

(10) 従量料金

当社の指令により、契約電源等が運転することによりキロワット時を提供するために必要な費用への対価をいいます。

(11) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいい、燃料費等の情勢を反映するため、契約者から原則として毎週提出していただきます。

本要綱において定める申出単価の種類は上げ調整単価（V1）のみがあります。

※本要綱においては、上げ調整のみを要件として求めますが、下げ調整にも応じていただける契約電源等においては、下げ調整を実施させていただくこととし、下げ調整単価（V2）を設定いたします。このような契約電源等との契約（電源 I ㄱ 厳気象対応調整力契約）の詳細については、電源 I ㄱ 厳気象対応調整力契約書を元に別途協議いたします。

(12) 上げ調整単価（V1）

当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加した電力量に乗じて当社が契約者に支払う1キロワット時あたりの単価をいいます。

(13) 下げ調整単価（V2）

当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少した電力量に乗じて受け取る1キロワット時あたりの単価をいいます。

2. 電源分類・需給関連

(1) 電源 I 周波数調整力

当社があらかじめ確保する、専用線オンライン指令で出力調整が可能な契約電源等をいいます。なお、常時の周波数制御および需給バランス調整に用いるため、周波数制御機能の具備を必須といたします。

(2) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力

当社があらかじめ確保する、オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で電力の供出ができる電源等をいいます。なお、厳気象時等の需給対応を主な目的としているため、周波数制御機能の具備は必須としないものといたします。

(3) 電源Ⅱ 周波数調整力

当社の専用線オンライン指令で出力調整が可能な契約電源等（周波数制御機能の具備を必須とし、電源Ⅰ 周波数調整力を除きます。）で、当日の計画提出期限（30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前。以下、「ゲートクローズ」といいます。）以降余力がある場合に当社が周波数制御および需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

(4) 電源Ⅱ 需給バランス調整力

当社の専用線オンライン指令で出力調整が可能な契約電源等（周波数制御機能の具備を必須とせず、電源Ⅰ 需給バランス調整力を除きます。）で、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

(5) 電源Ⅲ

当社からオンラインでの調整ができない電源等をいいます。

(6) H1 需要

ある期間における毎日の最大電力（1時間平均）の最上位1日の値をいいます。

(7) H3 需要

ある月における毎日の最大電力（1時間平均）の上位3日の平均値をいいます。

(8) 厳気象発生月

猛暑および厳寒により10年に1度程度の高需要が発生する可能性のある月をいい、7～9月および12～2月といたします。

(9) 需給ひっ迫

想定される需要に対して、供給力の不足が見込まれる状態のことをいいます。

(10) 端境期

本要綱では、4月1日から6月30日、10月1日から11月30日および翌年3月1日から3月31日をいいます。

(11) 厳気象対応時間

厳気象発生月の毎日9時から20時までをいいます。ただし、土曜日、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、ならびに2021年12月29日、12月30日、12月31日および2022年1月3日を除きます。

3. 発電等機能関連

(1) 専用線オンライン指令

当社が需給バランス調整を行なうため、当社の中央給電指令所から、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に需給バランス調整機能を具備した契約電源等へ運転（出力増）を指令することをいいます。なお、中央給電指令所と契約電源等との間に通信設備等が必要となります。

なお、本要綱では、別途指定する「簡易指令システム」による指令についても専用線オンライン指令に準じて取り扱うこととし、「オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）」と表記いたします。

(2) 系統連系技術要件

属地 TSO が維持・運用する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいいます。

(3) 需給バランス調整機能

契約電源等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的に、契約電源等の出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(4) DR (Demand Response)

本要綱においては、需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制もしくは増加すること。

(5) アグリゲーター

単独または複数の DR が実施可能な需要家を集約して、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者（その事業者が調整力提供にあたって使用する設備を含みます。）をいいます。なお、需要家自らがアグリゲーターとなることも可能です。

(6) 調整力ベースライン

約款、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁策定）における標準ベースライン等、DR を実施する際、

その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に、
属地 TSO の約款における損失率を考慮したものをいいます。

第4章 募集スケジュール

2020年度における入札公表から落札者との電源I 〳 廠気象対応調整力契約締結までの予定スケジュールは次のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合があります。



日程	ステップ	説明
2020年 7月1日～ 7月30日	①入札実施の公表および意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、次年度分の電源I 〳 廠気象対応調整力を調達するための電源I 〳 廠気象対応調整力募集要綱（案）を策定し、入札募集内容を公表するとともに、電源I 〳 廠気象対応調整力募集要綱（案）の仕様および評価方法等について、意見募集を行ないます。 ・応札をご検討の方は、電源I 〳 廠気象対応調整力募集要綱（案）を参照のうえ、各項目に対するご意見がある場合は、理由とあわせて7月30日までに専用フォームURLよりご意見を提出してください。
2020年 7月31日～ 8月30日	②募集要綱確定	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、意見募集でいただいたご意見や関係機関の検討状況等を反映した電源I 〳 廠気象対応調整力募集要綱を制定いたします。
2020年 8月31日～ 10月29日	③入札募集	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、入札募集を開始いたしますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、10月29日までに応札してください。
2020年 10月30日～ 11月29日	④落札候補者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札候補者を選定いたします。
2020年 11月30日	⑤落札者決定、結果公表	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、選定結果にもとづき、落札者を決定いたします。
2020年 12月1日～	⑥契約協議	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、落札者と電源I 〳 廠気象対応調整力契約に関する協議を開始し、契約いたします。

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源 I 〳 廠気象対応調整力が満たすべき要件は次のとおりです。

(1) 募集容量

募集容量は、26.7 万キロワットといたします。

同時に募集する電源 I 周波数調整力の落札案件決定にあたり、入札の単位からやむを得ずその募集容量を超過する場合は、本要綱における募集容量から当該超過分を控除することといたします。

(2) 電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間および提供時間

電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間は、2021 年 7 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日および 2021 年 12 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日といたします。

電源 I 〳 廠気象対応調整力提供時間は、提供期間のうち土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除き、各日 9 時から 20 時までといたします。

(3) 対象電源等

イ 当社または関西電力送配電株式会社の供給区域の電力系統に連系する電源等で、当社または属地 TSO のオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で出力増が可能な火力発電設備、水力発電設備等といたします。

ロ 使用する燃料の指定はありませんが、電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

ハ 応札時点で営業運転を開始していない場合、および当社とのオンライン信号（簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない場合、電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間の始期までに電源等の試運転や必要な試験が完了していることが必要です。また、計量器の取付けや取替え等が必要となる場合、電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間の始期までに必要な工事・試験が完了していることが必要です。

(4) 最低入札量

最低入札量は 0.1 万キロワットといたします。

(5) 入札単位

イ 当社または属地 TSO のオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）により、3 時間以内に出力調整可能な上げ調整量を入札量（契約電力）とし、入札は、原則として電源等を特定して、容量単位（0.1 万キロワット以上 1 キロワット単位で設定）で実施していただきます。ただし、アグリゲーターが複数の需要場所（属地 TSO の約款にもとづいて定めた需要場所といたします。）の DR を集約して電源 I 〳 廠気象対応調整力を提供する場合は、当

該複数の需要場所をまとめて1入札単位といたします。その場合、DRを活用する全ての地点が同じ一般送配電事業者と接続供給契約を締結している必要があります。

ロ 応札される契約電力は、設備容量（発電機であれば定格電力、DR設備であれば需要抑制により提供可能な電力）の範囲内においてのみ有効とし、応札後に設備容量を超過していたことが明らかとなった場合は、当該応札を落札評価対象から除外いたします。

ハ 複数の応札者が同一の設備を用いて応札され、当該設備に係る契約電力の合計値が当該設備の設備容量を超過するおそれがある場合、当該設備を用いて応札されたすべての応札者に対してその旨を通知し、当該設備に係る契約電力の妥当性を確認いたします。

当社からの通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または当該設備の重複に係る確認の結果、当該設備に係る契約電力が設備容量以内で明確に区分できない場合は、当該設備に係る契約電力の妥当性が確認できないため、すべての応札者に対して当該設備を無効としたうえで評価いたします。

なお、確認の結果、応札者の当該設備に係る契約電力に変更が生じた場合でも、入札書に記載した契約電力は変更できないものといたします。

DRを集約して当社に調整力を提供する場合、応札者は、本項の取扱いについてあらかじめ需要家に説明し、需要家の承諾を得たうえで応札してください。

（6）上限価格の設定

当社は、容量価格について上限価格を設定し、その価格以下の価格で応札された入札案件を審査対象といたします。

2. 当社のオンライン指令で制御可能とするために必要な設備要件は、原則として次のとおりといたします。

（1）専用線オンライン指令の場合

応札される電源等については、需給バランス調整機能に必要な受信信号を受信する機能および必要な送信信号を送信する次の機能を具備していただきます。また、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（JESC Z0004）^{*1}への準拠が必要となります。加えて、属地TSOが設定しているセキュリティ要件に従っていただきます。

イ 受信信号

- ・調整実施（調整実施指令信号）

属地TSOからの出力増指令（接点信号）を受信していただきます。なお、原則として運転継続時間にわたり調整を実施した後は、自主的に各

事業者における電源等の計画運転に復帰していただきますので、属地 TS0 から別途復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

ロ 送信信号

・調整実施了解（調整実施了解信号）

属地 TS0 からの受信信号に対する打ち返し信号とし、属地 TS0 からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については調整実施了解の旨を、属地 TS0 からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については調整完了の旨を、それぞれ通知していただきます。

※1 改訂の際は、すみやかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものとします。

(2) 簡易指令システムによる指令の場合

応札される電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および必要な信号を送信する次の機能を具備していただきます。

イ 受信信号

・調整実施

(イ) 調整実施指令信号

当社からの出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

(ロ) 調整実施指令変更信号

当社からの出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。

(ハ) 調整実施取消信号

当社からの出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

ロ 送信信号

・調整実施可否（調整実施可否信号）

当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知していただきます。

なお、簡易指令システムの仕様については、バーチャルパワープラント構築実証事業にて検討された共通基盤システムの仕様^{※1}を採用します。

また、情報セキュリティ対策としては、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン^{※2}」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

なお、簡易指令システムとの接続機能の導入が調整力公募における落札を保証するものではありません。簡易指令システムに関するお問合せについては、当社ホームページの問合せ専用フォームより受け付けいたします。

ただし、簡易指令システムにおいて、電力系統への影響軽減の観点から、同一

の伝送媒体および送受信装置に接続する設備（または需要家）から提供される電力の合計が 100 万キロワット以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割するなど）していただく必要があります。

※1 共通基盤システムの仕様として、通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile^{※2}およびディマンドリスポンス・インタフェース仕様書^{※2}を参照してください。

※2 改訂の際は、すみやかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものとします。

3. 電源Ⅰ 厳気象対応調整力が満たすべき運用要件等は原則として次のとおりといたします。

(1) 運用要件

イ 電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供

厳気象対応時間における当社の指令に対し、電源Ⅰ 厳気象対応調整力を提供していただきます。

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供可能時間に制約のある場合は、その範囲内といたしますが、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

なお、本運用要件の範囲内において、当社は、当社以外の供給区域を含む需給バランス調整等のために、電源Ⅰ 厳気象対応調整力を活用いたします。

ロ 当社の指令から3時間以内の出力増

当社が、厳気象対応時間での出力増を判断した場合、当社からの指令により3時間^{※1}以内に、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力の供出が可能であることが必要です。ただし、同一の契約電源等で電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結している場合は、あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。

※1 当社からの指令受信から調整実施までの時間については3時間を最長とし、応札者が応じることのできる時間を応札時に指定していただきます。

ハ 運転継続時間

(イ) 当社の指令に応じて調整を実施して以降、原則として3時間にわたり当社の指令に応じた運転の継続が可能であることが必要です。運転継続時間が3時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

(ロ) 調整実施後3時間以内に当社が復帰指令を行なった場合は、可能な範囲でその指令に応じていただきます。

ニ 定期検査、補修作業等による停止

作業等による計画停止の時期は、原則として厳気象発生月を避けて計画してください。また、他の契約電源等の作業との重複等を避けるため、当社が定期検査、補修作業時期の調整を希望する場合は、調整に応じていただきます。

ホ 計画等の提出

当社の求めに応じて契約電源等の発電計画値等（契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合は、需要家ごとの内訳を含みます。）や発電可能電力、発電可能電力量、燃料調達計画、燃料消費計画およびその他運用制約等を提出していただきます。

へ 当社が電源Ⅰ 厳気象対応調整力を必要とする場合は、ゲートクローズ前であっても当社の指令に従っていただきます。なお、この場合も、約款にもとづき提出される発電バランスンググループの発電計画値に織り込む必要はありません。

ト 系統事故時の計画変更

系統安定上の制約で契約電源等の出力抑制が必要となった場合は、すみやかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

チ トラブル対応

契約電源等に不具合が発生し、または発生するおそれがある場合には、すみやかに当社および属地 TSO へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

リ 電源Ⅰ 厳気象対応調整発動可能回数

契約電源等の制約等により、厳気象対応時間における運転回数に上限を設けることを希望される場合には、契約電源等ごとに 12 回以上で上限回数を設定することができます。ただし、同一の契約電源等で電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結している場合は、上限回数を設定することはできません。

なお、発動可能回数を超過する場合においても、当社から電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供を要請する場合があります。この場合、可能な範囲で要請に応じていただきます。

当社からの指令および要請は、1 日 1 回を基本とします。なお、別途協議のうえ 1 日に複数回発動を行なう場合があります。

また、当社からの指令および要請は、連日の発動となる場合があります。

ヌ 目的外利用の禁止

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間において、落札者は、当社の承諾を得た場合を除き、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に利用しないこととしていただきます。

(2) その他

イ 技術的信頼性

(イ) 応札される電源等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR 事業者であれば DR 実績 (DR 実証試験による実績を含みます。) を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源 I 〳 厳気象対応調整力の提供を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保していただきます。

(ロ) 設備要件および運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求める場合は、その求めに応じていただきます。

- ・試験成績書の写し等、契約電源等の性能を証明する書類等の提出
- ・過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を提供できることを証明する追加の資料提出
- ・当社または属地 TSO からのオンライン指令 (簡易指令システムを用いたものを含みます。) による性能確認試験の実施
- ・現地調査および現地試験
- ・その他、当社が必要と認める対応

(ハ) 電源 I 〳 厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、当社が電源 I 〳 契約者、または関連するリソースアグリゲーター、需要家等に対し、実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。

(ニ) 電源 I 〳 厳気象対応調整力提供期間において、契約電源等の機能等に変更があった場合は、適宜、当社および属地 TSO に連絡していただきます。

ロ 電源等が準拠すべき基準

応札される電源等については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

第6章 応札方法

1. 応札者は、当社に対して、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出するものといたします。

(1) 入札書の提出

イ 提出書類

入札書（様式1）および添付書類（(2) 入札書の添付書類）

ロ 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ持参してください。

ハ 提出場所

広島県広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社 企画部 市場整備グループ

ニ 募集期間

2020年8月31日から2020年10月29日まで

・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

・提出手続きを円滑に進めるため、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。

連絡先：中国電力ネットワーク株式会社 企画部 市場整備グループ

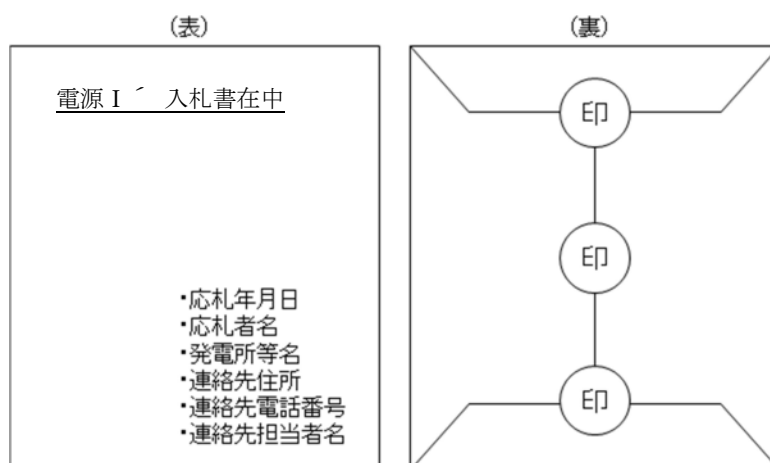
電話 082-544-2737（直通）

ホ 入札を無効とするもの

(イ) 記名押印のないもの

(ロ) 提出書類に不備または虚偽の内容があったもの

※入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※(2) 入札書の添付書類ホの印鑑証明書と同一の印を押印してください。

※原則として、JIS角形2号封筒を使用してください。

(2) 入札書の添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。

なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- イ 応札者の概要（様式2）
- ロ 電源等の仕様（様式3-1, 3-2, 3-3）
- ハ 電源等の運転実績について（様式6）
- ニ 運用条件に関わる事項（様式7）
- ホ 入札書に押印した印章の印鑑証明書

※入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

※容量価格につきましては、本要綱に定める提供時間において、弊社からの指令を受け、契約電源から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおりとさせていただきます。
・応札者の事業税に収入割を含む場合は、料金支払時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算いたしますので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。

・応札者の事業税に収入割を含まない場合は、料金支払時に事業税相当額を加算いたしませんので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めてください。

※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格および上限電力量価格に含めないでください。

(3) 1入札案件につき、1式の入札書として提出してください。

2. 郵送で応札する場合、以下の点に留意の上、第6章1.(1)ハに記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。

(1) 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。

(2) 一般書留または簡易書留で郵送してください。

(3) 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。

※「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。

※期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。

※郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。

(4) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
2. 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象といたします。
3. 入札案件の中で、第5章1.(6)に定める上限価格を超過しているものまたは厳気象発生月の計画停止の時期の調整に応じられないものについては、本評価の対象外といたします。
4. 以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。

(1) 価格要素評価点の算定

価格要素評価配点は99点といたします。

入札案件の中で評価用容量単価と評価用電力量単価を合算したものが最も安価なもの（以下、「基準入札単価（円/kW）」といいます。）を基準として、次式のとおり、容量価格（円）および上限電力量単価（円/kWh）に、運転継続時間および電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供可能時間数を考慮して価格要素評価点（小数点以下第3位を四捨五入いたします。）を算定いたします。

評価用容量単価

$$= \frac{\text{容量価格}}{\text{電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力}} \times \frac{\text{運転継続可能時間（3時間）}}{\text{運転継続時間}^{\ast 1}} \\ \times \frac{11 \text{ 時間}}{\text{電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供可能時間数}^{\ast 2}}$$

$$\text{評価用電力量単価} = \text{上限電力量単価} \times \text{想定発動回数（3.6回）} \\ \times \text{運転継続可能時間（3時間）}$$

価格要素評価点

$$= \frac{\text{基準入札単価}}{\text{評価用容量単価} + \text{評価用電力量単価}} \times \text{価格要素評価配点（99点）}$$

※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は、3時間といたします。

※2 電源 I ㄥ 厳気象対応調整力提供可能時間数が 11 時間を超過する場合は、11 時間といたします。

(2) 非価格要素評価点

次の非価格要素について評価を行ない、非価格要素評価点を算定いたします。

加点項目 1 + 1 点：指令から調整までの時間（1 時間未満）

ただし、加点項目 1 は、当社が属地 TSO とならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが 1 時間未満とならないことから加点評価いたしません。

(3) 総合評価点の算定

イ (1) で算定した価格要素評価点と (2) で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。

なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い入札案件を評価順位の上位とし、価格要素評価点を考慮してもなお、順位が決定しない場合には、電源等の性能を総合的に判断し、順位を決定いたします。

ロ 順位決定において、価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る入札案件があった場合、経済的要素での適正な評価を行なう観点から、以下の方法により入札案件の順位を決定いたします。

(イ) 総合評価点が高い入札案件を評価順位 1 位とし、当該案件を除く入札案件において、(1) の価格要素評価点の再算定（基準入札単価の補正）を行ない、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から評価順位 2 位以降の順位を決定いたします。

(ロ) (イ) の基準入札単価の補正後も価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る入札案件があった場合は、基準入札単価の補正を繰り返し、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。

(4) 落札案件の仮決定

(3) で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として選定いたします。

なお、運転継続時間が運転継続可能時間（3 時間）未満の場合は応札量を 3 時間で除して運転継続時間を乗じた値を、また、電源 I ㄥ 厳気象対応調整力提供可能時間数が 11 時間未満の場合は応札量を 11 時間で除して電源 I ㄥ 厳気象対応調整力提供可能時間数を乗じた値を、応札量として考慮いたします。

上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、(3) の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札

案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札案件として仮決定いたします。この場合、入札書（様式1）に記載された調整契約電力による応札も含めて落札案件を決定いたします。

なお、ここでの募集容量は、同時に公募する電源Ⅰ周波数調整力の落札案件決定容量から、電源Ⅰ周波数調整力の募集容量を差し引いた超過分を、控除したものとします。

（5）落札案件の決定

（4）で仮決定した落札案件のうち、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力公募に応札され、複数の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件（以下、「競合案件」といいます。）は、属地TSOである一般送配電事業者が落札するものとし、属地TSO以外の一般送配電事業者は当該案件を除いて（4）の再評価を行います。（これを属地TSOを含む競合案件がなくなるまで行ないます。）

次に属地TSOである一般送配電事業者を含まない一般送配電事業者間での重複案件（以下、「属地外競合案件」といいます。）があった場合は、当該属地外競合案件を除いて各一般送配電事業者で（4）の再評価を行い、最高容量価格（募集容量に達する案件の容量価格）が高い（募集容量の未達がある場合は、未達容量の最も大きい）一般送配電事業者が落札するものとし、それ以外の一般送配電事業者は当該案件を除いて（4）の再評価を行い、落札案件を決定します。なお、属地外競合案件（当社以外の一般送配電事業者間での重複を含みます。）が複数ある場合は、最も募集量の大きい一般送配電事業者の最も評価順位の高いものからこのプロセスを行ない、全ての競合案件がなくなった段階で落札案件として仮決定している案件を落札案件として決定します。

（6）契約協議

別に定める電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約書および端境期における調整力提供に関する覚書にもとづき、落札者と契約の協議を行ないます。

なお、当社が属地TSOとならない場合は、属地TSOと落札者と当社で契約を締結していただきます。

※ジョイント・ベンチャーとして応札、落札された場合で当該ジョイント・ベンチャーが法人格を有していないときは、全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。

第8章 契約条件

(1) 契約の有効期間、提供期間および提供時間

電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約の有効期間は、契約締結の日から契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。

電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間は、2021年7月1日から2021年9月30日および2021年12月1日から2022年2月28日といたします。

電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供時間は、提供期間のうち土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除き、各日9時から20時までといたします。

端境期における調整力提供に関する覚書の有効期間は、覚書締結の日から覚書にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。

また、端境期における調整力提供に関する覚書による調整力の提供期間は、2021年4月1日から2021年6月30日、2021年10月1日から2021年11月30日および2022年3月1日から2022年3月31日といたします。

(2) 基本料金

容量価格（1kWあたりの価格〔円/kW〕に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を乗じてえた金額といたします。）を基本料金とし、6で除して月ごとに分けた月間料金（端数は提供期間の最終月の料金で調整いたします。）を、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供された月の原則翌月に当社が支払うものといたします。

なお、容量価格は、事後に変更することはできません。

また、消費税等相当額は外税方式により支払うものとし、事業税相当額は、契約者の事業税に収入割を含む場合、料金支払時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算いたします。

(3) 従量料金

当社の指令に従って運転したことに伴うキロワット時の調整費用を、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供された各月ごとに翌々月に精算するものといたします。

なお、消費税等相当額は外税方式により支払うものとし、事業税相当額は、契約者の事業税に収入割を含む場合、料金支払時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算いたします。一方、属地TSOが支払いを受ける場合は、料金支払時に、消費税等相当額および事業税相当額を加算していただきます。

また、同一の契約電源等により電源Ⅱ契約等（電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約または電源Ⅱ低速需給バランス調整力契約）を締結している場合、電源Ⅱ契約等における料金の算定方法に従い、あわせて算定するものとします。

イ 契約者は、上げ調整単価、下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）の単価表を定期的（原則として毎週火曜日14時までに、週間

単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）とします。）に当社および属地 TSO まで提出していただきます。なお、単価については、コストを踏まえた設定としてください。

ただし、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、甲はすみやかにその旨を連絡し、協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとしますが、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。また、電源Ⅰ 厳気象対応調整発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできません（電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結した場合も同じ）。

ロ 当社の指令による上げ調整費用（＝上げ調整電力量×上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整量×下げ調整単価）（下げ調整に応じていただける契約者に限りま）に係る料金を属地 TSO と契約者間で各月ごとに精算いたします。

ただし、上げ調整費用の算定に使用する上げ調整単価は、応札時に契約者が提示した上限電力量価格を上限といたします。

ハ 当社からの上げ指令にも関わらず 30 分ごとの計量の結果が下げ調整となった場合は、当該 30 分について、下げ調整電力量に当該時間帯の属地 TSO のインバランス料金単価を乗じて算定される料金により属地 TSO と契約者間で精算を行ないます。同様に、下げ調整に応じていただける契約者において、当社からの下げ指令にも関わらず 30 分ごとの計量の結果が上げ調整となった場合、料金精算は行ないません。

なお、DR を活用した契約者の場合、調整量は属地 TSO の約款における損失率を考慮した上で算定します。

（4）計量器

イ 原則として発電機ごとに記録型計量器を取り付け、30 分単位で計量を実施いたします。

ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施いたします。

ハ 送電端と異なる電圧で計量を実施する場合は、別途協議により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。

ニ 契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合で、属地 TSO の約款にもとづいて取り付けた計量器で調整力ベースラインの設定および調整力ベースラインからの出力増（需要減）の特定が可能なときは、本要綱のみにもとづく計量器の設置を不要といたします。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家の状況（計量器の種類・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

ホ 計量器の設置が必要な場合は、属地 TSO の約款にもとづき計量器を設置していただきます。

なお、計量器の設置に係る費用は契約者の負担といたします。

(5) 契約解除

イ 契約者または属地 TSO もしくは当社が、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約に定める規定に違反した場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は違反したその相手方に対して書面をもって契約履行の催告を行ない、催告後、30 日を経過しても契約を履行しなかった場合、契約を解除することができるものといたします。ただし、意図的な契約不履行等があった場合は、ただちに契約を解除することができるものといたします。

ロ 契約者または属地 TSO もしくは当社が、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものといたします。

(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(ロ) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合

ハ 契約の解除によって相手方に損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方に対し、損害賠償の責を負うことといたします。

(6) 目的外利用の禁止

契約電源等の電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力は、電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間において当社の求めに応じて当社指令に従った運転または待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供の目的以外に利用しないことといたします。

※ただし、アグリゲーターが、本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約における電源Ⅰ 厳気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源Ⅰ 厳気象対応調整力は当社の指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお、その場合は、応札時に、その旨を申し出ていただきます。

(7) 運用要件

契約者は、契約電源等について本要綱に定める運用要件および電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電

源Ⅱ需給バランス調整力契約書)における運用要件を満たしていただくとともに、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

また、やむを得ない事由が発生し、または発生するおそれがある場合には、すみやかに当社および属地 TSO へ連絡していただきます。

(8) 停止計画

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間においては、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので、定期点検、補修作業等による停止はできません。

(9) 停止日数

イ 厳気象対応時間において、契約電源等の設備トラブルや定期検査、または当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合等、当社の責とならない事由で電源Ⅰ 厳気象対応調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった(以下、単に「停止」といいます。)日(契約電力未達時割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。)を、原則として、停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。

なお、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合のその減少した容量は、属地 TSO が同一の他の契約電源等と、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力の比で按分し、その容量が提供不可となったものとみなします。

ロ 停止日数には、出力一定作業や並解列の制約等を含みます。これらは、作業停止伝票にて実績を確認するため、計画・計画外を問わず該当する場合は作業停止伝票を発行していただきます。

ただし、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合には、当社または属地 TSO から、その旨をお知らせいたします。

ハ 前日 12 時までには、電源Ⅰ 厳気象対応調整力を提供可能な代替電源等(電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約の締結時に、当社が本要綱で定める要件を満たしていることを確認し、かつ、原則として、当社との間で電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結していることおよび電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約を締結していないことが必要です。)を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。なお、差替えた設備に対して追加費用のお支払いはいたしません。

ニ 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の計画外停止の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。

(10) ペナルティ

イ 契約電力未達時割戻料金

厳気象対応時間において、契約電源等の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由で当社からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（運転継続時間が3時間以上の場合は3時間といたします。）において、契約者が提供した30分コマごとの電力量（以下、「調整電力量」といいます。）が電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力を2で除した値を下回る場合（以下、「契約電力未達」といいます。）は、電源Ⅰ「厳気象対応調整力を提供された月単位で契約電力未達時割戻料金を算定し、当社に支払うものとしたします。

なお、契約電力未達時割戻料金は、30分コマごとの契約電力未達率にもとづいて30分コマごとに算定するものとしたします。

契約電力未達時割戻料金

$$= \text{容量価格} \times \frac{\text{各コマの契約電力未達率合計}}{(\text{発動回数}^{\ast 1} \times \text{運転継続時間の30分コマ数})} \times 1.5$$

契約電力未達率

$$= \frac{\left(\frac{\text{電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力}}{\text{調整電力量}^{\ast 2}} \div 2 - \text{当該30分コマの調整電力量}^{\ast 2} \right)}{(\text{電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力} \div 2)}$$

なお、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力の一部提供についてあらかじめ契約者から申し出があり、当社が認めた場合の契約電力未達率は、以下の算式によって修正したものといたします。

修正契約電力未達率

$$= \frac{\left(\frac{\text{一部提供可能な調整電力}}{\text{調整電力量}^{\ast 3}} \div 2 - \text{当該30分コマの調整電力量}^{\ast 3} \right)}{(\text{電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力} \div 2)}$$
$$+ \frac{\left(\frac{\text{電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力} - \text{一部提供可能な調整電力}}{\text{電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力}} \right)}{\text{電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力}}$$

※1 運用要件に定める最低発動回数の12回を最低値といたします。
また、13回目の発動回数以降、12回を超えて実際に応じていただいた回数を加算いたします。

※2 当該30分コマの調整電力量が、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力

を2で除した値の90パーセントを下回る場合、契約電力未達率算定上の調整電力量は0といたします。

※3 当該30分コマの調整電力量が、一部提供可能な調整電力を2で除した値の90パーセントを下回る場合、修正契約電力未達率算定上の調整電力量は0といたします。

また、当該30分コマの調整電力量が、一部提供可能な調整電力を2で除した値の100パーセントを上回る場合、修正契約電力未達率算定上の調整電力量は一部提供可能な調整電力を2で除した値といたします。

ロ 停止割戻料金

電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供された月単位で、停止日数に応じて、以下の算定式により停止割戻料金を算定し、当社に支払うものといたします。

$$\text{停止割戻料金} = \text{容量価格} \times \frac{\text{各廠気象発生月の平日停止日数}}{\text{各廠気象発生月の平日日数}}$$

なお、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の一部提供についてあらかじめ契約者から申し出があり、当社が認めた場合の停止日数は、以下の算式によって修正したものといたします。

$$\text{修正停止日数} = \text{停止日数} \times \frac{\left(\frac{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} - \text{一部提供可能な調整電力}}{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力}} \right)}{1}$$

ハ 契約電力未達時割戻料金と停止割戻料金の合計額は、容量価格以下といたします。

ニ 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。

(11) アグリゲーターに関する事項

イ アグリゲーターが電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

(イ) アグリゲーターが当社の指令に応じて電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供すること。

(ロ) アグリゲーターが提供する電源Ⅰ 廠気象対応調整力が0.1万キロワット以上であり、かつ、複数のDRを行なう需要家を集約して電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供する場合、需要家ごとの調整量が1キロワット以上であり、

次のいずれにも該当すること。

- a 需要家に対して、次の（a）および（b）の事項を定めた計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な DR の指示を適時に出すことができること。
 - （a）DR による調整量
 - （b）DR の実施頻度および時期
 - b 電源 I ㄱ 厳気象対応調整力の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
 - c 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
 - d 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間でネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていて、本要綱による電源 I ㄱ 厳気象対応調整力契約の履行に支障をきたさないこと。
- （ハ）需要家に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
- （ニ）調整電力量の算定上、需要場所が属地 TSO の約款の（計量）の技術上、経済上やむを得ない場合等特別の事情があつて計量器を取り付けない事業者等に該当しないこと。
- （ホ）アグリゲーターが、需要家に属地 TSO の約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が属地 TSO の約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
- （ヘ）需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、属地 TSO の約款附則（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。
- ロ 調整力ベースラインの設定にあたっては、属地 TSO の約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、あらかじめ協議し決定するものとしたします。なお、ベースラインの算定にあたっては、契約者が行ない、当社に通知するものとしたします。
- ハ 調整電力量（需要抑制量）の算定にあたっては、原則として契約者が行ない、当社に通知するものとしたします。ただし、計量方法等により算定できない場合等は、個別に協議いたします。

第9章 その他

1. 上げ調整単価・下げ調整単価の設定について

(1) 契約者は、当社の指令に応じる際の1キロワット時あたりの価格をあらかじめ当社および属地 TSO に提示するものといたします。なお、価格設定にあたっては、燃料費等のコストを踏まえた設定としてください。

V1：上げ調整を行なった場合の増分価格（円/kWh）を設定

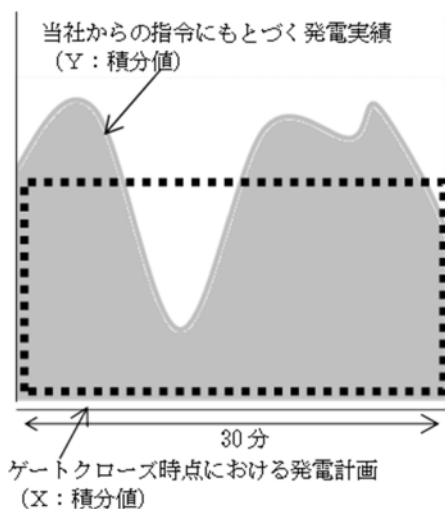
V2：下げ調整を行なった場合の減分価格（円/kWh）を設定

(2) 契約電源等が発電設備の場合は、ゲートクローズ時点の計画値と実績値との差分電力量に1キロワット時あたりの価格（V1, V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定いたします。

(3) 契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合は、調整力ベースラインと実績値（属地 TSO の約款における損失率を考慮したものといたします。）との差分電力量に、1キロワット時あたりの価格（V1, V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定いたします。

(4) 当社の指令に応じる申出単価については、原則として毎週火曜日の14時まで週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）で当社および属地 TSO に提示していただきます。

なお、契約電源等が発電設備の場合で、入船トラブル・燃料切替時、ユニット効率低下時等の理由により、緊急的に申出単価の変更が必要と認められるときには、変更協議を行なうことといたします。



■契約電源等が発電設備の場合、属地 TSO の約款上、バランシンググループの提出した計画にもとづき発電したとみなした上で、契約者と属地 TSO の対価の授受として以下のように定めます。

➤ Y-X>0 の場合

差分×V1を属地 TSO が契約者に支払います。

ただし、V1 が応札時に契約者が提示した上限電力量価格を上回る場合は、差分×上限電力量価格を属地 TSO が契約者に支払います。
また、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません。

➤ Y-X<0 の場合

差分×V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）を契約者が属地 TSO に支払います。

ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分×インバランス料金単価（当該時刻における属地 TSO のインバランス料金単価）を契約者が属地 TSO に支払います。

➤ Y-X=0 の場合

対価の授受は発生しません

X：ゲートクローズ時点での発電計画値の積分値

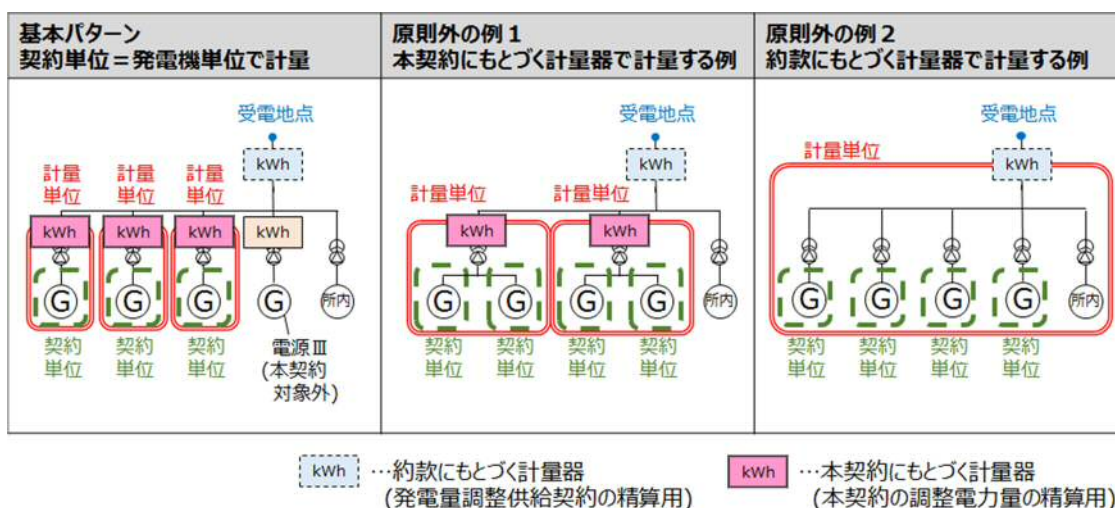
Y：当社の指令にもとづく発電実績の積分値

■契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合、X を当社の指令にもとづく需要実績の積分値（属地 TSO の約款で定める損失率で修正した値といたします。）に、Y を調整力ベースラインから求められる積分値に読み替えるものといたします。

2. 計量単位について

(1) 契約電源等が発電設備の場合、本要綱にあるとおり、原則として発電機単位で計量いたしますので、契約に際して計量器等の設置が必要になる場合があります。

(2) 計量単位の集約を希望される場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と本契約を締結し、すべての発電機の電源 I 〔厳気象対応調整力提供に関わる申出単価 (V1, V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) が同一であること等が条件になります。〕



3. 機能の確認・試験について

電源 I 〔厳気象対応調整力契約の締結にあたり、本要綱で定める設備要件および運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合、契約者はその求めに応じていただきます。〕

- ・試験成績書の写し等、契約電源等の性能を証明する書類等の提出
- ・当社または属地からのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施
- ・現地調査および現地試験
- ・その他、当社が必要と認める対応

(機能の確認・試験例)

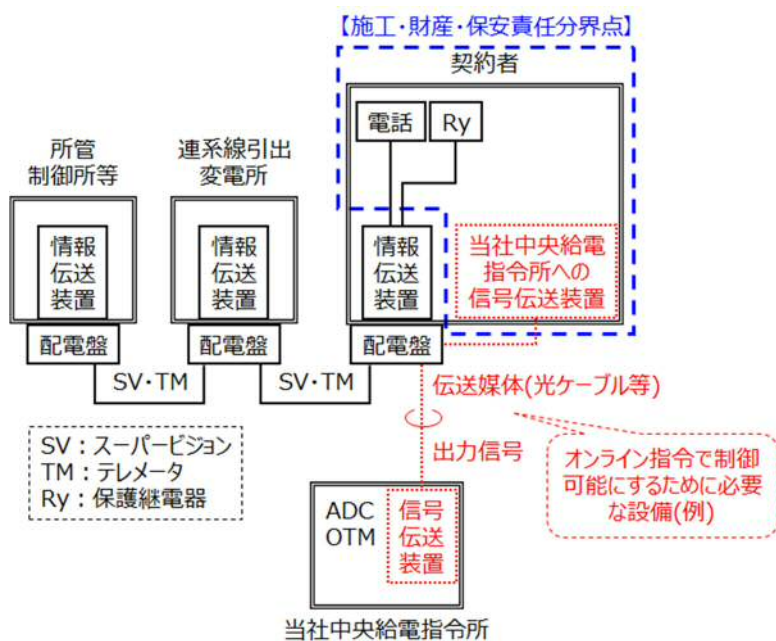
機能	試験内容
給電情報自動伝送	・当社中央給電指令所との対向試験を実施。(専用線オンライン指令で出力調整を行なう電源等に限りませう。)
制御試験	・当社指令に対する調整力の確認を実施。(契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合は、アグリゲーター～需要家までを含みます。)
オンライン調整機能(簡易指令システムを用いたものを含みます。)	・当社中央給電指令所との対向試験を実施。
上記以外で系統連系技術要件に定める機能	・電源等の性能を証明する書類等の提出で確認。

4. オンライン指令(簡易指令システムを用いたものを含みます。)で制御可能にするための設備について

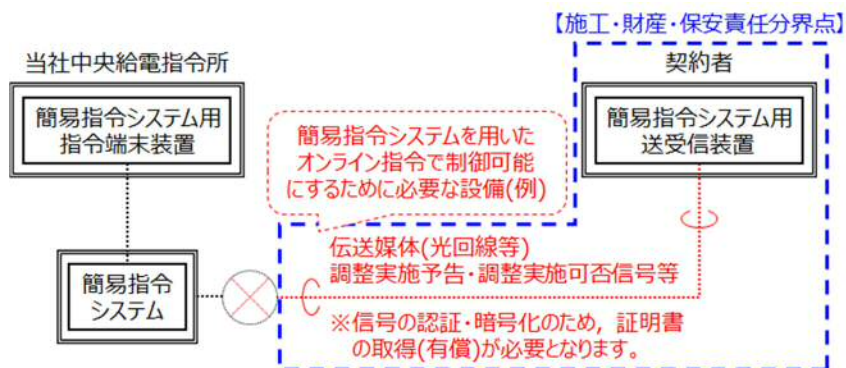
(1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる当社または属地 TSO のオンライン指令(簡易指令システムを用いたものを含みます。)で制御可能にするための設備等は、契約者の費用負担にて設置していただきます。また、当社中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行なう通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。

通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例(契約電源等が発電設備の場合)を以下に示しますので参照してください。

イ 専用線オンラインの場合



ロ 簡易指令システムの場合



(2) 費用負担の範囲や負担額，工事の施工区分等，詳細については協議させていただきますので，当社へご相談ください。